

利府町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見聴取の実施結果について

（１）学識経験者への意見聴取（特措法第８条第８項の規定を準用する同法第７条第３項）

実施時期 令和８年１月１９日から同年２月１０日まで

意見数 ２６

対象者 公益社団法人宮城県塩釜医師会、一般社団法人塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会、宮城県塩釜保健所

内容 以下のとおり

該当ページ	該当部・章・節	主要項目	主な御意見	御意見に対する町の考え
P7	第１部・第２章・第１節	特措法と町行動計画	４段目 本町では、旧町対策行動計画を廃止し、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）</u> 第８条の規定～	第１章第２節において既に「 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）</u> 」と表記をしていたため、御指摘のとおり「特措法」と修正しました。
P14	第２部・第１章・第３節	基本方針	①初動期 「感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ」は、「感染症の特徴や病原体の性状が明らかになるまでに」ではいかがでしょうか。	御意見のとおり修正しました。
P14	第２部・第１章・第３節	基本方針	①初動期の対応について 「国により基本対処方針が定められ」の前にあった宮城県新型インフルエンザ等対策本部が設置されるとともに」が外されていますが、記載は必要ではないか。	御指摘のとおり追記しました。
P15	第２部・第１章・第３節	基本方針	②対応期 ○特措法に寄らない基本的感染症対策に移行する時期 ７行目 市町村ではなく県からの指示によるのであれば、「分類が行われた上で」になるのでは。	御指摘のとおり修正しました。
P16	第２部・第１章・第４節	基本方針	（２）地方公共団体の役割 （３）県の役割、（４）市町村の役割が含まれていると思うが、あえて分けたのか。	御指摘のとおり、（３）県の役割、（４）市町村の役割は、（２）地方公共団体の役割に含まれるものでございます。あえて分けて記載した理由といたしましては、地方公共団体としての共通の役割を（２）で整理した上で、県と町がそれぞれの求められる固有の役割や責務を明確にするためでございます。
P28	第３部・第１章・第２節	実施体制	（１）目的 ３行目の「必要に応じて」は必要ないのではないか。県が政府対策本部を設置した場合に、立ち上げることになっているようなので、必然的に立ち上げる時期は決まっていると思う。	御指摘のとおり「必要に応じて」を削除しました。

該当ページ	該当部・章・節	主要項目	主な御意見	御意見に対する町の考え
P28	第3部・第1章・第2節	実施体制	町対策本部の構成 もう少し具体的に構成員を決めておいた方が良いのではないか。シナリオ作成して訓練に臨む際の役割分担を明確にしておいた方が良いと思う。	町対策本部の構成員につきましては、特措法第35条に基づき、本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長、本部員を各部長とする構成を想定しております。御意見のとおり、訓練を実行性のあるものとするためには、シナリオに応じた役割分担を明確にしておくことが重要であると認識しております。今後、訓練の実施に向けて具体的なシナリオを作成する際には、各構成員の役割を明確に定めた上で取り組んでまいります。
P39	第3部・第3章・第2節	まん延防止	(1) 目的 3行目「確保するとともに」ではなく、「確保するために」の方が意味が通じるのではないかと。	御指摘のとおり修正しました。
P40	第3部・第3章・第3節	まん延防止	3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応 「患者の同居等濃厚接触者への対応等の措置」は、「患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応等の措置」にしたほうが分かりやすいのではないかと。	御指摘のとおり修正しました。
P41	第3部・第3章・第3節	まん延防止	3-1-3-4. 学校等に対する要請 3行目 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく～	御指摘のとおり追記しました。
P43 P47	第3部・第4章・第1節・第2節	ワクチン	表1、表3共通 会場設営物品では、車椅子、救急用ベッドの準備があると体調不良者の対応に役立つと考えます(他自治体参考)。	御意見のとおり追記しました。 なお、P47の表3は削除し、P43の表1(準備期)のみの記載としました。
P44、46、47、48、49	第3部・第4章・第2節・第3節	ワクチン	宮城県塩釜医師会等	御指摘のとおり追記しました。
P44	第3部・第4章・第1節	ワクチン	1-3-1. 接種体制 「町は」が重複しているのではないかと。	御指摘のとおり、冒頭の「町は」を削除しました。
P46	第3部・第4章・第2節	ワクチン	1-3. 接種体制の構築 表を説明する文言について、「1-1の表1」の誤りではないかと。	表の記載について、P47の表3は削除し、P43の表1(準備期)のみの記載とした上で、御指摘の箇所は、「準備期で必要となる可能性がある」と判断し準備した資材について」と修正しました。
P47	第3部・第4章・第2節	ワクチン	表 接種会場において必要と想定される物品について 「自動検温器」も記載してはどうか。	御意見のとおり「自動検温器」を追記しました。 なお、P47の表3(初動期)は削除し、P43の表1(準備期)のみの記載としました。

該当ページ	該当部・章・節	主要項目	主な御意見	御意見に対する町の考え
P49	第3部・第4章・第3節	ワクチン	3-2-2-2.② デジタル化される予定の予防接種事務はまだ稼働されていないと思います。 「準備期に国が整備するシステムを介して」との記載に留めておいたほうが良いのではないかと。	御指摘のとおり修正しました。
P50	第3部・第4章・第3節	ワクチン	3-4. 健康被害救済 町は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく～	御指摘のとおり追記しました。
P52	第3部・第5章・第3節	保健	3-1. 健康観察及び生活支援 突然「健康観察」という文言が出てくるのは、一般のかたには分かりにくい。前提として、「県に届出られた患者のうち、利府町内在住で自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求められた者に対して、県の求めに応じ」健康観察に協力する。としたほうが分かりやすいように思う。	御意見のとおり「県が実施する健康観察」の前に、「県に届出された患者のうち、町内在住で自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求められた者に対して、県の求めに応じ」と追記しました。
P53	第3部・第6章・第1節	物資	(2) 所要の対応 「掌握事務」は「所掌事務」ではないかと。	御指摘のとおり修正しました。
P53	第3部・第6章・第2節	物資	(1) 目的 「町は」の記載は不要ではないかと。	御意見のとおり、冒頭の「町は」を削除し、2つ目の「町は」と文章がつながるよう修正しました。
P54	第3部・第7章・第1節	物資	(2) 1-3. 物資及び資材の備蓄 ①4～5行目 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条～	御指摘のとおり修正しました。
P55	第3部・第7章・第2節	物資	(2) 2-2. 2行目 感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。＊半角を詰める。	御指摘のとおり修正しました。
P55	第3部・第7章・第2節	町民生活及び町民経済の安定の確保	2-3. 遺体の火葬・安置 遺体を安置できる施設をあらかじめ検討しておいたほうが良いのではないかと。	遺体の火葬・安置に関する記述につきましては、新型インフルエンザ等のまん延により、死亡者数が火葬場の火葬能力を超える事態等が生じた場合に、県を通じて国から対応要請がなされることがあるため、その準備について記載しているものです。具体的な安置場所の確保については、県と連携しながら準備を進めてまいります。
P59	用語集	その他	国立健康危機管理研究機構（JIHS） 2行目 2025年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。	御指摘のとおり修正しました。

該当ページ	該当部・章・節	主要項目	主な御意見	御意見に対する町の考え
概要版 P8	対策項目ごとの主な取組み	⑤保健	3行目 国等が実施する研修に参加し～	御指摘のとおり修正しました。
概要版 P9	対策項目ごとの主な取組み	⑦町民生活・町民経済の安定の確保	タイトル 町民生活→及び町民経済の安定の確保	御指摘のとおり修正しました。

(2) 宮城県への意見聴取(特措法第8条第3項)

実施時期 令和8年1月19日から同年2月10日まで

意見数 6

内容 以下のとおり

該当ページ	該当部・章・節	主要項目	主な御意見	御意見に対する町の考え
全ページ	全体的	計画全般	「本町」と「町」の表記が混在しているため統一してはどうか。	御意見のとおり「本町」ではなく、「町」と表記を統一しました。
P8	第1部・第2章・第2節	特措法と町行動計画	2段落 3行目 町新型コロナ対策本部と記載してはどうか。 (第3部第1章第2節(2)2-1①でも新型インフルエンザ等対策本部「町対策本部」と省略しているため)	御意見のとおり修正しました。
P23	第2部・第2章	基本方針	改定内容の改定後の表のタイトル 何の改定後かを明記しないと意味が通じないのではないかと(例えば「政府・県行動計画改定後の～」とするなど。)	御意見のとおり「政府行動計画・県行動計画改定後の対策項目(13項目)」と修正しました。
P23	第2部・第2章	町行動計画における対策項目	市町村行動計画に記載が必要な7項目は特措法上決められているわけではなく、書き方の修正が必要ではないか。	御指摘のとおり、市町村行動計画に記載が必要な7項目については、特措法において、直接規定されているものではございません。これらは、国の基本的対処方針や政府行動計画等に基づき、市町村行動計画に盛り込むことが求められている項目として記載したのですが、根拠記述が誤解を招く表現となっておりました。御意見を踏まえ、「政府行動計画において市町村行動計画に盛り込むことが求められている7項目」と修正しました。
P28	第3部・第1章・第2節	実施体制	全課のみで良いのではないかと。	御指摘のとおり修正しました。
P53	第3部・第6章・第1節	物資	統括庁作成の手引き(P28)における消防機関に関する記載は不要かと。	御意見のとおり準備期(2)所要の対応に「町は、塩釜地区消防事務組合が救急事業に必要な個人防護具を備蓄するよう、連携して取り組む。」と追記しました。

※御意見及びご提案の内容については、原文のまま記載しております。